

マイナ保険証への移行に伴う要介護・要支援認定申請について(40~64歳の方)

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

要介護・要支援認定を申請する際に第2号被保険者(医療保険に加入している40~64歳の方)である場合は、健康保険証の提示をお願いしておりますが医療保険情報の確認方法について、次のとおり変更しております。

医療保険情報の確認方法について

第2号被保険者の確認については、マイナンバーを用いた情報連携を実施するため、申請時に時間を要す可能性がありますので予めご了承ください。

ただし、当該情報連携により確認することが難しい場合には、申請者等の状況に応じて、以下のとおり確認させていただきます。

申請者(本人)の状況	確認方法
マイナ保険証を保持している	1. マイナポータルからダウンロードした「医療保険の資格情報画面」の提示又は自身のスマートフォン等でマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報が表示された画面を提示。
	2. 保険者から送付された「資格情報のお知らせ(*1)」
	3. 本人の申請等により保険者から送付された「資格確認書(*2)」
	4. 有効期限内の「健康保険被保険者証(*3)」
マイナ保険証を保持していない	1. 保険者から送付された「資格確認書(*2)」
	2. 有効期限内の「健康保険被保険者証(*3)」

*1 医療保険者から、マイナ保険証を保有している方(「資格確認書(*2)」が交付された方を除く。) 等に対して交付される、氏名・生年月日・医療保険の被保険者番号・保険者情報が記載された書面。

*2 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等に対して交付される、氏名・生年月日・医療保険の被保険者番号・保険者情報等が記載された書面。

*3 令和7年12月1日まで有効(有効期限がそれ以前の場合は有効期限まで)